（障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の一部改正）

第四条　障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（認定の請求）	（認定の請求）
第二条　法第十九条の規定による障害児福祉手当の受給資格についての認定の請求は、障害児福祉手当認定請求書（様式第一号）に、次に掲げる書類等を添えて、住所地を管轄する福祉事務所（社会福祉法に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）又は町村長（以下「手当の支給機関」という。）に提出することによつて行わなければならない。	**第二条**　法第十九条の規定による障害児福祉手当の受給資格についての認定の請求は、障害児福祉手当認定請求書（様式第一号）に、次に掲げる書類等を添えて、住所地を管轄する福祉事務所（社会福祉法に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）又は町村長（以下「手当の支給機関」という。）に提出することによつて行わなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　受給資格者の前年（一月から六月までの間に請求する者にあつては、前々年とする。以下この条及び第十五条において同じ。）の所得につき、次に掲げる書類	四　受給資格者の前年（一月から六月までの間に請求する者にあつては、前々年とする。以下この条及び第十五条において同じ。）の所得につき、次に掲げる書類
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
ハ　受給資格者が令第八条第三項において準用する令第五条第二項各号に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書	ハ　受給資格者が令第八条第三項において準用する令第五条第二項各号に該当するとき（ニに該当するときを除く。）は、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書
（削る）	ニ　受給資格者が令第八条第三項において準用する令第五条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類
ニ　（略）	ホ　（略）
五　配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は法第二十一条に規定する扶養義務者がある受給資格者にあつては、当該配偶者又は当該扶養義務者の前年の所得につき、次に掲げる書類	五　配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は法第二十一条に規定する扶養義務者がある受給資格者にあつては、当該配偶者又は当該扶養義務者の前年の所得につき、次に掲げる書類
イ　（略）	イ　（略）
ロ　当該配偶者又は当該扶養義務者が令第八条第四項において準用する令第五条第二項各号に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書	ロ　当該配偶者又は当該扶養義務者が令第八条第四項において準用する令第五条第二項各号に該当するとき（ハに該当するときを除く。）は、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書
（削る）	ハ　当該配偶者又は当該扶養義務者が令第八条第四項において準用する令第五条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類
ハ　（略）	ニ　（略）